

伊平屋村の財政健全化計画の概要

第1 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析

【比率】実質公債費比率28.9%（平成20年度決算）

【要因】昭和63年度から平成17年度までに行った一般廃棄物処理施設整備事業等の財源に充てるために多額の地方債を発行したことによる公債費の増

第2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

第3 財政の早期健全化の基本方針

- 1 中・長期的な視点に立った歳入の確保を図るとともに、全般的な事務事業の見直しを行って歳出の削減を図り、健全な財政運営を推進する。
- 2 各種事業の縮減により地方債の発行を抑制することを基本とし、公債費負担適正化計画に沿って実質公債費比率の改善を図る。

第4 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 1 歳入確保策
 - (1) 差押等の実施を含む集中的な滞納整理等の実施（村税等、土地改良分担金、財産管理使用料及び賃貸料、村営住宅使用料）
 - (2) 公有財産（村有地）の売却等
 - (3) 法定外目的税（環境協力税）の継続
- 2 歳出削減策
 - (1) 職員数の削減
 - (2) 一般職の職員の手当、特別職の職員の給与及び手当、議員の報酬及び手当削減の継続
 - (3) 料金改定の実施に伴う水道事業及び農業集落排水事業特別会計への基準外繰出の削減
 - (4) 地方債の繰上償還による公債費利子相当額の軽減

第5 各年度ごとの第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取り組みごとの効果額）

（単位：千円）

項目 / 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
村税等の滞納整理等	1,498	1,498			2,996
公有財産の売却等		12,600			12,600
法定外目的税（環境協力税）の継続	701	701			1,402
土地改良分担金の徴収強化	804	800			1,604
財産収入の滞納整理等	160	160			320
村営住宅使用料の滞納整理等	2,208	2,208			4,416
職員数の削減	13,491				13,491
特別職の職員の給与の削減	403	806			1,209
公営企業に対する基準外繰出の削減		5,427			5,427
地方債の繰上償還による利子相当額の軽減		4,075			4,075
合計	19,265	28,275	0	0	47,540

第6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

健全化判断比率 / 年度	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算
実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質連結赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	28.9	26.5	23.4		
将来負担比率	193.5	160.2	152.1		

第7 その他財政の早期健全化に必要な事項

基金の積み立て（平成21年度に財政調整基金へ38,764千円、減債基金へ10,000千円）